

告示

埼玉県告示第二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和五年一月二十日午後二時	株式会社プロズホーム	佐藤将義	埼玉県八潮市中央一丁目十八番十三号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター 小会議室